



諫早労働基準監督署発表
令和2年4月14日（火）

担 当	諫早労働基準監督署
	署長 竹永剛
	監督課長 徳永幸治
	電話 0957-26-3310

労働基準法違反容疑で書類送検

～違法な時間外労働及び労働基準監督官に対する虚偽報告の疑い～

諫早労働基準監督署は、本日、ともえ精工株式会社、同社代表取締役及び同社取締役を労働基準法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者2名に対し、令和元年9月から11月までの3か月間、違法な時間外労働を行わせた疑い。

また、労働基準監督官が労働者の労働時間の状況を報告するよう求めたことに対し、労働者2名の労働時間について虚偽の報告を行った疑い。

1 被疑者

(1) ともえ精工株式会社

(事業内容：金属部品製造業、所在地：長崎県諫早市本明町)

(2) 被疑者A（代表取締役 男性・47歳）

(3) 被疑者B（取締役 女性・49歳）

2 違反条文

(1) 違法な時間外労働

被疑者ともえ精工株式会社、被疑者Aについて

労働基準法第32条第1項、第2項

第119条第1号（罰則）

第121条第1項（両罰規定）

(2) 労働基準監督官に対する虚偽報告

被疑者ともえ精工株式会社、被疑者A及び被疑者Bについて

労働基準法第104条の2第2項

第120条第5号（罰則）
第121条第1項（両罰規定）
刑法第60条（共犯）

3 事件の概要

（1）違法な時間外労働

使用者は、労働基準法第32条第1項及び第2項により、休憩時間を除き1週間40時間、1日8時間を超えて労働者を働かせることはできませんが、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定（いわゆる36協定）を締結すること及び所轄労働基準監督署長に同協定を届け出ることにより、協定の上限時間まで時間外労働を行わせることができます。

しかしながら、被疑者Aはともえ精工株式会社の労働者2名に対し、令和元年9月1日から同年11月30日までの間、36協定で定めた時間外労働の限度時間を超える最大で1か月121.5時間の時間外労働をさせた疑いがあります。

（2）労働基準監督官に対する虚偽報告

労働基準法第104条の2第2項に基づく労働基準監督官への報告にあたって、使用者が虚偽の報告を行った場合は労働基準法第120条第5号によって罰せられます。

しかしながら、令和元年7月、労働基準監督官がともえ精工株式会社に対して行った行政指導に関し、労働時間の状況を文書で報告するよう求めたところ、被疑者A及び被疑者Bは共謀のうえ、ともえ精工株式会社の労働者2名にかかる令和元年8月分及び9月分の労働時間の状況について、それぞれ時間外労働・休日労働の時間数を実際の時間数より短く報告書類に記載し、虚偽の報告を行った疑いがあります。

4 参考事項

我が国においては、長時間労働・過重労働を原因とする過労死等を含む健康障害が多発しておりますが、働くことにより労働者が健康を損なうようなことは、あってはならないものです。

諫早労働基準監督署においては、労働者の健康障害防止のため、今後も適切に長時間労働・過重労働が解消されるよう取り組む方針です。

○労働基準法第32条

第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

第2項 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

○労働基準法第104条の2

第2項 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

○労働基準法第119条

次の各号の一に該当する者は、これを6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第3条、第4条、第7条、第16条、第17条、第18条第1項、第19条、第20条、第22条第4項、第32条、第34条、第35条、第36条第1項ただし書、第37条、第39条、第61条、第62条、第64条の3から第67条まで、第72条、第75条から第77条まで、第79条、第80条、第94条第2項、第96条又は第104条第2項の規定に違反した者

○労働基準法第120条

次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第104条の2の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

○労働基準法第121条

第1項 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

○刑法第60条

二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

○労働基準法第36条

第1項 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この項において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。